

「福祉的・療養的農業」の新たな展開可能性

New Development Possibilities of "Agriculture for Physical, Mental and Social Well-being"

矢口芳生

要旨

農業は多面的・多様な機能をもつ。農業は、消費者が農業生産・加工過程等に関わること（レクリエーション）をとおして、幸福感・満足感、自尊心・人間性の回復感、癒し・潤い・安らぎ感を与えるという機能もある。この機能は健康者・障害者等、広く多くの人たちに活用されるべきものである。福祉的・療養的に機能するサービス農業（すべての人を身体的・精神的・社会的に健康な状態にするための農業、健康維持のための農業、心身を癒し幸せにする農業）を「福祉的・療養的農業」として整理し、その新たな展開可能性について考察する。

キーワード: 共生、農福連携、園芸福祉、ソーシャルファーム、多面的機能、サービス農業

1. 本稿の課題

労働力不足を背景に外国人財の導入が叫ばれるなか、「通常では雇用されにくい人たち」の労働力市場は極めて狭隘である。本来もっと就労の機会があつていい。「通常では雇用されにくい人たち」には、障害者¹、ニート、引きこもり、難病患者、触法者（罪を犯した者）、高齢者等が存在する。この人々の就労機会を、「農福連携」で増やそうとの動きもみられるようになった。

農福連携といわれる組織・取り組みの多くは、障害者の農業就労を支援し、障害者が自立できるような就労場の提供と支援を行っている（社会的弱者の包摂・統合）。近年では、農福連携に関わる組織における、取り組みの目的・内容・課題の開示、農福連携の底流にある共通した考えに基づく活動の開示、活動を軌道に乗せるために必要な仕組みや支援の開示等、多くの先進的な事例がみられるようになった。それらに関する研究も一定の蓄積がみられる。

「農福連携」・「農業と福祉の連携」は、「通常では雇用されにくい人たち」の課題（就労・自立支援）と受け止められている印象が強い。農福連携の背景には、福祉・療養の機能の活用がある。すなわち、農業がもつ生命保護・育成の機能、健康維持増進の機能、人間教育の機能である。

¹ 「障害者」を「障がい者」・「障害者」と表現する場合もあるが、本稿ではとくに断らないかぎり「障害者」とする。障害者雇用の概要は、『障害者白書』参照（「平成26年度白書」第5章、内閣府ウェブサイト（http://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/h26hakusho/zenbun/h1_05_02_01.html））。

農業は自然との共生、その過程で関わる人・社会との共生、具体的には農業生産過程等に関わること（レクリエーション）をとおして、幸福感・満足感、自尊心・人間性の回復感、癒し・潤い・安らぎ感を与える機能をもつ。この機能は「通常では雇用されにくい人たち」だけのものではなく、健常者に対しても福祉的・療養的に機能する、まさにサービス農業・「福祉的・療養的農業」であり、広く多くの人たちに活用されるべきものである。

WHO（世界保健機関）の「健康」の定義を借りて表現すれば、「福祉的・療養的農業」は“すべての人を身体的・精神的・社会的に健康な状態にするための農業、健康維持のための農業”、“心身を癒し幸せにする農業”といえる。筆者はこの観点から「福祉的・療養的農業」を提起してきたし²、本稿でも同様の観点からこれを取り扱う。

そこで、本稿では、「福祉的・療養的農業」を改めて整理し、その展開可能性について考察する。次の手順で課題に接近する。なお、上記の機能は、自給的・産業的な農業に限られるものではなく、広く趣味的な農業や農山漁村の暮らしにも関係するため、本稿ではあらゆる「農」に関する事例や内容を総称して〈農〉と表現することがある。

第一に、〈農〉の多様化の進展とそれを背景とした、農学の多様な展開、そのなかにある「福祉的・療養的農業」を明らかにすることである。「福祉的・療養的農業」は、2003年に筆者がサービス型の農業として提起・位置づけたものである。これを今に整理するとともに、健常者や障害者の別なく、〈農〉がもつ福祉的・療養的機能を明示する。

第二に、「福祉的・療養的農業」の担い手の多くは社会的企業である。社会的企業について整理した後、異なる2つの具体的事例を紹介し、改めて農福連携のあり方を再考することである。2つの事例とは、障害者の就農支援や農業雇用として展開する「農福連携」の事例と、健常者や障害者の別なく福祉的・療養的農業として展開する事例である。

第三に、今後の福祉的・療養的な農業の展開の今後の制度・システムのあり方、ビジネス・所得補填の見通し・可能性について整理することである。

2. 「福祉的・療養的農業」とは何か

2.1 農業の多様な展開

農業はしばしば「持続可能な農業」といわれる。すなわち、風土および自然条件を踏まえ、投入物や機械の適正な使用等、農業技術の適正な活用（生命・生物機能利用および環境許容内適正投入）によって、環境および資源を保全し、農民に適正な利益を与え、安全な食料と繊維原料、そしてバイオ

² 矢口芳生『サービス農業論』（『矢口芳生著作集』第6巻）農林統計出版、2013年。初出は、拙著『カントリービジネス』農林統計協会、1997。さらに展開した拙稿「『共生』とは何か―農業経済からのアプローチ」（上・下）2003。である。

マスを適正な価格で長期的に安定して供給する農業である³。このような農業は、環境重視の国際的潮流にそって、第1次産業としての農業を共生（環境・経済・社会の3つの持続可能性⁴を確保する実践のあり方）視点から定義したものである。

第1次産業としての農業は、いまや大きな変容を遂げつつある。第1次産業としての農業が持続可能性を考慮したものに変わると同時に、さらに第2次・第3次産業へのシフト、サービス農業ともいべき新しい動きが、先進国に共通してみられるようになった⁵。また、農業者の間の共生だけでなく消費者との共生もうまれてきており、農業の「工業化」が進むアメリカにおいてさえも、農業生産者と消費者とが連携し、一定地域内で農産物の直接取引を行う CSA（コミュニティを支える農業：Community Supported Agriculture）がみられる。

新たな農業の展開の背景には、あらゆる領域にまで市場経済が浸透・拡大したが、新需要の開拓が難しい「成熟社会」の状況がある。人間のニーズが飽和状態となり消費も減り、市場も貨幣流通も拡大できる余地が少なくなり、低成長経済となる。こうした「成熟社会」は、知識が中心的な資源となる「脱工業社会」・「知識社会」・高ストレス社会でもある。サービス・情報経済中心の社会となり、便利ではあるが生活の質が問われる社会である。

農業の分野では、農業者自ら加工・販売を行い、あるいはグリーン・ツーリズムの場の整備（農の風景づくり）と提供（農家民宿）、農作業体験ビジネス（圃場の提供）を行うというように、サービス業ともいえる新たな農業ビジネスの展開がみられるようになった。農業は多様になり、農産物という単なるモノの生産にとどまらなくなってきた。成熟社会における消費者の〈農〉への新たなニーズ（「いやし」や「やすらぎ」等の精神的価値実現へのニーズ）に、農業者自身もこれに答えてきた。

サービス農業を生産者側からみると、農産物の生産・加工過程において、ときには消費者とともにその過程を楽しみ、ストレスを解消し、自らの自己実現の機会を作り上げるという新しい動きとして取り組まれている。かつて農産加工業が未熟であったこと、生活コストを節約する等のために、農業者自ら味噌や醤油を作っていた行為（生活費等節約のための自給）とは明らかに質的に異なる。

他方、消費者は農業生産者のサポートで農業の生産・加工過程に携わり、最終的に、〈やすらぎ・うるおい・いやし〉といった精神的価値や農産品を受け取り、その代価を支払うものである。これに伴い、生産者は人を呼び込むためにたえず地域をきれいにし（地域資源の面的管理）、地域の財産・資

³ 矢口芳生『共生社会システム論』（「矢口芳生著作集第8巻」）農林統計出版, 2013, p.335.

⁴ 「持続可能性」とは、地球・地域の環境許容量の範囲内での経済活動のもと、その成果を福祉の充実・労働時間の短縮・自由時間の増大・環境保全等に結びつく状態を保つことである。もう少し踏み込んで説明すれば、環境的持続可能性（自然および環境をその負荷許容量の範囲内で利活用できる環境保全システム：資源利活用の持続）、経済的持続可能性（公正かつ適正な運営を可能とする経済システム：効率・技術革新の確保）、社会的持続可能性（人間の基本的権利・ニーズおよび文化的・社会的多様性を確保できる社会システム：生活質・厚生確保）、これら3つの持続可能性の均衡した定常状態のことであり、環境的持続可能性を前提・基礎とし、経済的持続可能性を1つの手段とし、社会的持続可能性を最終目的・目標とする関係性のなかで、世代間・世代内衡平等を確保することをさす（矢口芳生『共生社会システム論』（「矢口芳生著作集」第8巻）農林統計出版, 2013, pp.65-72; 矢口芳生『持続可能な社会論』農林統計出版, 2018, pp.3-47.）。

⁵ サービス農業、福祉的・療養的農業に関しては、矢口芳生『サービス農業論』（「矢口芳生著作集第6巻」）農林統計出版, 2012. を参照されたい。

源を保全することなどが必要になる。

この取り組みは地域的な取り組みでないとなかなか成功の度合いが大きいほど地域への愛着も増す。消費者・生産者ともに、農地・生物という自然の対象物とコミュニケーション・合意・協働し、人間の肉体的・精神的再生産を支援・獲得する行為、健康を維持する行為、心身を癒し幸せにする行為となっている。サービス農業というにふさわしい新たな展開であり、農業経営内部的には「ペティ・クラークの法則」が浸透してきた動きである。

以上のような今日の農業・農学・農業経済学、〈農〉をめぐる今日の状況を整理すれば、図1のようになる。すなわち、消費者の趣味的農業等のニーズに応じて、生産者側がこれに応えるという「福祉的・療養的農業」＝サービス農業（第3次農業）としての位置づけと定立である。

図1 多様化する〈農〉の営みと農学・農業経済学の課題

価値実現に必要な農学		「場・地域」の農学＝共生社会システムの農学		
		生産・経済の農学	生命・自然の農学	生活・社会・経済の農学
農学が目指す価値		経済価値	生命・自然環境価値	生活・社会環境価値
農業の社会的役割・機能		生産価値 多面的価値(農力:グリーン・アグリパワー)		
農業の社会的存在形態		生産	国民・地域 経済復興	生命保護・ 育成
農業関連産業(アグリビジネス)		資源・ 環境管理		
		健康維持 増進		
		人間教育		
		伝統・ 文化継承		
		農業機械産業、種苗産業、農業・肥料産業、食品製造業・販売業、バイオマス産業、等		
自然・社会・ 風土とのコ ミュニケー ション・合意 のある暮らし (非産業)		趣味	趣味的農業	ベランダ農園 家庭菜園 ガーデニング・ ペット
		生業	生業的農業	小川清掃・ 整備 ホビーファーム、市民 農園、森林浴、農業・ 農産加工体験、釣 定年帰農 グリーン・ツーリズム 農村芸能、祭、伝統料理
		第一次産業	産業的農業	効率的法人農業、 企業的大規模家族農業 休耕管理 定年帰農
		第二次・ 三次産業	持続可能な農業	低投入農業、生態農業、有機農業、環境保全型農業
自然・社会・ 風土とのコ ミュニケー ション・合意 を前提とした 労働(産業)		第三次産業	福祉的・療養的 農業(カントリー ビジネス)	自己実現型もしくは地域づくり・活性化型の地産地消、産直、農産加工、農作業受託事業、 農地管理業、バイオマス加工・利用、など 学校農園 山村留学 農村芸能、祭、伝統料理

農学・農業経済学の課題
:人と環境(生命・自然・社会)
の在り方の構想、等

↓

<農業経済学>

経済学的・政策科学的
モデル・方向性の提示
国際的枠組みと国内対
応、解決への構想 等

↓

その一例

共生農業システムの
3類型の解明

①資源管理型農場制農業
(平坦地域を中心に)

②食の地産地消システム

③カントリービジネス
(筆者作成)

2.2 「福祉的・療養的農業」の展開

21世紀の「成熟社会」のキーワードは、「自由時間の増大」「少子・高齢社会」「ゆとり・やすらぎ・うるおい」であり、その「心」は「質の高い個人生活・地域生活の実現」である。サービス農業・〈農〉は、「質の高い個人生活・地域生活の実現」一助となる。他産業や都会では得難い人の心を豊かにする要素、たとえば「自然・社会・風土とのコミュニケーション＝ふれあい」をとおして五官（五感：見る、聞く、嗅ぐ、味わう、触る）を刺激し、人を感動させる要素を数多くもっているからである。地産地消、産直、農業体験ビジネス等、「成熟社会」のキーワードを踏まえ、「自然・社会・風土とのコミュニケーション・合意を前提とした労働・行為」の視点から再考する必要がある。

このような農業・〈農〉を生活信条とする人々も出てきた。たとえば、「田舎暮らし」である。人間も生物であり自然の一部であり、人間の生活も動植物の生命過程とともに歩いていこうとする、新しいライフスタイルの創造である。自らが心の底から欲することを仕事とし、「趣味と実益を一体化」し、「好きこそもののじょうずなれ」とストレスを溜めずに生き長くマイペースで暮らすという、自分に素直な生き方である。

これは、「心身の健康を維持増進する心」を持つ農林漁業・〈農〉に、心からほれ込んだ「職業選択」の結果であり、一つの積極的な暮らし方、生き方である。ほどほどの所得確保のうえで、自然のサイクルのなかに身を置き、身体を使い、汗を流し、都会では得られなかった「やすらぎ」や「うるおい」を取り戻しながら、「人間的」な生活が「模索」されている。それは現実社会から逃避するというよりも、新しいライフスタイルを捜し求める積極的な「取り組み」である。最近の若者の新規参入や「青年帰農」、「定年帰農」などは、こうした「取り組み」の延長線上にあると評価できる。

一方、都会では「市民農園」の開設・開放により、住民のニーズにも応えつつ交流を図りながら、住民・自然と共に生きる道を模索している例もみられる。農家にとってはほどほどの所得ではあるが、デスクワークに疲れた都市住民の肉体的精神的ニーズを満たし、農家と住民お互いの心が分かり合える交流が何よりの財産となっている。

所得・支払を度外視すれば、両者に「生きがい農業」の性格がないわけではない。生きがい・やりがい・張り合い農業は、「ベーシックインカム」が支給される時代には、いまにも増して必要になるであろうから、農業の価値を高めるであろう。

また、動植物を育成・栽培し、その成長を目の当たりにして、心身の障害やストレスを取り除こうとする動物療法や園芸療法にも「〈農〉の心(特質)」の一部が表現されている。たとえば、園芸療法は植物を育てて行くことで、病室にこもりがちな高齢者や障害者を少しでも外気に触れさせ、農作業をとおして五官(五感)を刺激し、心身の疲労を癒す効用があるといわれている⁶。すでに欧米では一定の評価を受け、花き栽培などをとおしてこの療法が実施されている。日本でも、療法として導入し、定着しつつある。

また、農業あるいは〈農〉的生活スタイルは、自営農業者の健康を保ち、それが後期高齢者になっても元気に農業に従事する状態を維持させているという報告もある⁷。そのことが自営農業者の後期高齢者医療費の少なさにもなっていること、自営農業者の平均寿命も長いことも報告されている。農業は健康・医療・寿命と深く関わっており、いい結果をもたらしているようである。

⁶ たとえば、小浦誠吾「日本における園芸療法の現状と今後の可能性」『園芸学研究』12巻3号, 2013, pp.221-227; 松尾英輔「緑と人の健康とのかかわり—緑(植物)とのかかわりはなぜ健康によいか」『日本緑化工学会誌』34巻3号, 2009, pp.482-487; 田崎史江「園芸療法」『バイオメカニズム学会誌』30巻2号, 2006, pp.59-65; 豊田正博・山根寛「園芸療法評価の試み—淡路式園芸療法評価表と既存の評価尺度による検証」『京都大学大学院医学研究科人間健康科学系専攻紀要—健康科学』5号, 2009.3, pp.29-35; 越智裕子「高齢者と動物の絆について—高齢者の居住空間における動物共生社会の構築に向けて」『目白大学 総合科学研究』13号, 2017.3, pp.53-68. 等を参照されたい。

⁷ 堀口健二・弦間正彦・軍司聖詞「後期高齢者医療費が少ないグループの検出とその意義—埼玉県本庄市の自営農業者グループを対象とした実証」『共生社会システム研究』13巻1号, 2019.9, pp.60-77.

ともかく、第2次・第3次産業としての農業・〈農〉への社会的ニーズの高まり、これを背景とした上記のような新たな農業の動き・展開が広くみられるのである。さらに、図1にみるように、第3次産業としての農業＝「福祉的・療養的農業」（カンントリービジネス）を、「趣味的農業」との関係でみる必要も出てきた。

社会の成熟度が増し、「趣味的農業」が定着すればするほど、このニーズに対応する「福祉的・療養的農業」は新たなビジネスとして定着する可能性が高まる。これまでの既成概念で農業（第1次産業）をとらえるのではなく、あらゆる可能性をもつ農業・〈農〉として再考する必要がある。したがって、消費者ニーズも単なる食・農産物へのニーズだけでなく、これを含む〈農〉の癒し等精神的価値へのニーズとしてとらえる必要がある。「福祉的・療養的農業」は、まさしく“すべての人を身体的・精神的・社会的に健康な状態にするための農業、健康維持のための農業、心身を癒し幸せにする農業”として成立している。

2.3 農学・農業経済学における位置

図1に戻れば、農学は豊富化・多様化してきたことが理解できよう⁸。農学は、「人間の生活にとって不可欠な農林水産業ならびに自然・人工生態系における生物生産と人間社会との関わりを基盤とする総合科学であり、生命科学、生物資源科学、環境科学、生活科学、社会科学等を重要な構成要素とする学問である」（農学憲章）⁹。農学は、やや哲学的にいえば、人間（人間・人文科学）が自然・自然環境（環境・自然科学）および社会・社会環境（社会科学）に関わりあいをもつことによる適合・不適合の実際を対象とする学問であり、生態環境との調和・コミュニケーションのあり方を問う「共生の総合科学」でもある。

これまでの農学・農業経済学は、図1によれば、第1次産業としての生産や「経済価値」を追究してきた。また、そのための技術開発・最大収量の追求をしてきた。農学は、いかにして最大収量を確保し、いかにして人々に安価・安全・安心な食料を長期的に安定して供給するかが使命であった。いまでもこの点が最大の使命であるとはいえ、農業・農山漁村の多様な展開を反映して、農学・農業経済学の研究対象も豊富化かつ拡大してきた。いまや多面的価値・機能の解明にまで研究の対象は拡大している。

上記のような農業の多様な展開が、新しい産業分野を産み出している。たとえば、①生物の有用遺伝子を発見・抽出・大量生産し、広く生活・産業・医療の分野へ供給する遺伝資源開発・応用産業、②バイオマスを活用した循環型バイオマスエネルギー産業、③〈農〉の営みと〈農〉の空間を活用したカンントリービジネス・エコ快適生活創出産業、④生命の本質とメカニズムを活用し、健康食・長寿食、酒類等高品質嗜好品、医療用資材などを開発する長寿社会支援産業等、多方面にわたる。

⁸ 矢口芳生『共生農業システム論』（「矢口芳生著作集第7巻」）農林統計出版、2013、pp.13-16。

⁹ 「農学憲章」全国農学系学部長会議ウェブサイト〈http://www.buchokaigi.nougaku.jp/p1_1_charter.html〉2020.1.9.閲覧。

このような農学の豊富化・多様化のなかに農業経済学もある。「経済価値」、「生命・自然環境価値」、「生活・社会環境価値」を実現するための「生産・経済の農学」、「生命・自然の農学」、「生活・社会・経済の農学」における農業経済学の課題も豊富かつ多様である。

これは共生農業システムを支える社会及び地域社会の共生のあり方・枠組み、「共生社会システム」のあり方の追究に及ぶものである。図 1 は農業・農山漁村、〈農〉や農学の世界を一覧表にしたものだが、その世界は大きな広がりを見せる。農業経済学も人と自然、人と社会、人と人を対象にしていることもあり、その研究・守備範囲は「共生社会システムの農学」にまで及ぶ。

以上の観点からすれば、「農福連携」は、〈農〉がもつ「農業の社会的役割・機能」である、「生命保護・育成」、「健康維持増進」、「人間教育」の機能を活用した取り組みである。「農福連携」は文字どおり「農業と福祉の連携」であり、「通常では雇用されにくい人たち」との連携であるとともに、健常者にとっても身体的・精神的・社会的に健康な状態を維持するための「農業と福祉の連携」である。そして、両者に「福祉的・療養的」に機能する、まさにサービス農業・「福祉的・療養的農業」と位置づけ・定位することができ、広く多くの人たちに活用されるべきものである。

なお、改めて確認するが、福祉とは幸福のことであり、生命の繁栄のことである。療養とは病気を治すために治療し養生することである。農業は健康・医療・寿命に関係し、WHO の「健康」の定義を借りて表現すれば、“すべての人を身体的・精神的・社会的に健康の状態にするための農業、健康維持のための農業”、“人々の心身を癒し幸せにする農業”、すなわち「福祉的・療養的農業」といえる。〈農〉はこのような機能・価値をもち、すべての人が〈農〉との関りによりその機能・価値を享受できる。

3. 「農福連携」の類型と役割

3.1 農福連携の類型と社会的企業

ここでは、「福祉的・療養的農業」について、異なる 2 つの内容・性格の具体的事例を紹介し、「農福連携」のあり方を再考する。2 つの事例とは、障害者の就農支援や農業雇用として展開する「農福連携」の事例と、健常者や障害者の別なく「福祉的・療養的農業」として展開する事例である。

農福連携において、障害者を雇用する主体の形態には、生産者や消費者の協同組合、特例子会社やソーシャルファーム (Social Firm) 等の会社組織、社会福祉法人や特定 NPO 法人等の NPO 組織と様々ある。これらの多くは、ビジネス性ととともに社会貢献も視野に入れた活動を行う「社会的企業」¹⁰である。地域資源の面的管理により成立する体験型ビジネスを行う農業経営も、社会的企業と評価できる面がある。最初に、農福連携を担う多くの「社会的企業」について簡単に整理しておきたい。

¹⁰ 「社会的企業」に関する筆者の整理については、矢口芳生「共生農業システムのモデル構築に向けて」『地域再生の論理と主体形成—農業・農村の新たな挑戦 (早稲田大学学術叢書 54)』早稲田大学出版会, 2019, pp.419-423; 矢口芳生『共生社会システム論』農林統計出版, 2013, pp.140-141. を参照されたい。

社会的企業は、もともと理念が明確にあったわけではない。各国政府の機能不全による社会保障政策の不備や財源の不足のなかで、これを埋め合わせるかたちで、各国・地域の社会経済的条件を踏まえた実践的な取り組みをとおして認識・形成されてきた。障害者の雇用は、まさに行政も民間企業もなかなか取り組んでこなかった分野である。

社会的企業は、一般的に社会貢献的であり、そのために低収益性分野での活動が多い。経済産業省『ソーシャルビジネス研究会報告書』(2008.4.)によれば、社会的企業の対象事業分野は「地域活性化・まちづくり」(60.7%)を中心に、「保健・医療・福祉」(24.5%)、「教育・人材育成」(23.0%)、「環境」(21.4%)と続き、地域の生活・社会に密着した分野が際立っている。組織形態はNPO法人が46.7%、営利法人(株式会社・有限会社)が20.5%であり、年間収入は1000~5000万円未満が26.4%で最も多く、従業員規模は常勤4人以下が過半を占める。欧米に比べて数は少なく規模は小さい。

社会的企業(Social Enterprise)は、普遍的で一般的な定義はない。簡単にいえば、事業(Social Business)により得た利益を株主や事業主のためではなく、社会的な目的を重視して事業もしくはコミュニティに再投資されるものである¹¹。経済産業省が示す定義では、①社会性(社会的課題の解決が事業目的)、②事業性(①のビジネス化・継続化)、③革新性(新商品・サービス等の開発と新しい社会的価値の創出)、この3つの要素を満たす主体としている。

「社会的企業」の不可欠・最小限の要素としては、社会的・地域的課題の改善・解決型事業を持続的に行い、得た利益は社会的事業に再投資し、これに関わる主体は地域住民や事業への賛同者で、その主体による民主的な合意形成・意思決定・管理運営が行なわれることである。つまり、社会的事業を行い、目的、主体、ガバナンスが明確であれば、社会的事業の優劣や法人形態等にこだわらずに包括して「社会的企業」と整理することも可能である。この観点からはNPO型、協同組合理型、会社型の3類型に分類可能である。

会社型の特例子会社は、親会社との人的関係があり、雇用される障害者が5人以上、全従業員の20%以上で、雇用管理を適正に行なう能力があり、厚生労働省に認定された会社のことである¹²。障害者雇用の実績としてカウントできる。国の障害者雇用要件を満たす目的(民間企業の場合、従業員45.5人以上に1人の割合で雇用する:法定雇用率2.2%)¹³で大企業が設立して農業に進出する形態

¹¹ 経済産業省『ソーシャルビジネス研究会報告書』2008.4; 「英国の青少年育成施策の推進体制等に関する調査報告書」(2009年3月); 谷本寛治編著『ソーシャル・エンタープライズ—社会的企業の台頭』中央経済社, 2006; 塚本一郎・山岸秀雄編著『ソーシャル・エンタープライズ—社会貢献をビジネスにする』丸善, 2008; 中川雄一郎『社会的企業とコミュニティの再生』大月書店, 2007; OECD, *The Changing Boundaries of Social Enterprises*, 2009. (連合総合生活開発研究所訳『社会的企業の主流化』明石書店, 2010); Janelle A. Kerlin (ed.), *Social Enterprise: A Global Comparison*, 2009. 等

¹² 『「特例子会社」制度の概要』厚生労働省ウェブサイト

<<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000523775.pdf>>; 「障害者雇用制度」厚生労働省ウェブサイト
<<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha/04.html>> 等参照。2020.1.8.閲覧。

¹³ 失業者を含む労働者総数に占める身体障害者・知的障害者である同労働者総数の割合のことで、国・地方公共団体等の場合2.5%、都道府県等の教育委員会の場合2.4%を満たす必要がある(「障害者雇用率制度」厚生労働

が多い。2018年6月現在、特定子会社は486社、23,488人が雇用されている。本稿では取り上げない。

同じ会社型のソーシャルファームは、障害者の雇用を前提として、企業的手法を用いて障害者・就労弱者を雇用し、健常者と協働し、国からの給付や補助金等を最小限にとどめた、そうした性格をもつ組織である¹⁴。

また、NPO型の福祉系事業所は、直営や労働力派遣によって農業に進出している。B型事業所だけでなくA型事業所¹⁵も職域拡大のために農業を取り組み始めている。多くの農福連携は、経営採算向上のために経営多角化の一環として進出指向をもつ。

以下では、会社型のソーシャルファーム（Social Firm）としての「埼玉福興グループ」（2018年11月27日聞き取り調査）を紹介する。理念、沿革、取り組みの背景、組織の運営方法、社会的意義と役割の観点から述べる。

3.2 障害者のための「農福連携」—「埼玉福興グループ」の場合

①会社の理念と使命

埼玉福興グループは、同社ウェブサイトにて経緯が記載されている¹⁶。「ソーシャルファーム」として位置づけているのが特徴である。

ソーシャルエンタープライズは、社会的な目的をビジネス手法で行うものである。通常の賃金、労働条件で生産活動を行い、製品・サービスを市場で販売し、利益を事業に再投資する形で、社会的目的を実現させる。ソーシャルファームは、ソーシャルエンタープライズの一種であり、障がい者あるいは労働市場で不利な立場にある人々のために、仕事を生み出し、また支援付き雇用の機会を提供す

省ウェブサイト

〈https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisha/04.html〉2020.1.13.閲覧。

¹⁴ 「新しい障害者の就業のあり方としてのソーシャルファームについての研究調査」（厚生労働省・平成22年度障害者総合福祉推進事業 2011年3月）NPO人材開発機構ウェブサイト 〈<http://www.npo-jinzai.or.jp/network/report.pdf>〉2020.1.8.閲覧；寺島彰「わが国のソーシャル・ファームを発展させるための考察」『浦和論叢』（浦和大学短期大学部）50号, 2014.2, pp.63-83.

¹⁵ 厚生労働省の制度的支援（2012年障害者総合支援法に基づく）としては、就労希望の障害者支援の障害福祉サービスとして、①就労移行支援事業（就労に必要な知識や能力の向上のための支援）、②就労継続支援A型事業（雇用契約が可能者への支援）、③就労継続支援B型事業（雇用契約が困難な者への支援）がある（「障害者の就労支援対策の状況」厚生労働省ウェブサイト

〈<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/service/shurou.html>〉2020.1.8.閲覧；厚生労働省障害福祉課「紹介福祉サービスにおける農業の役割」『農業と経済』79巻10号, 2013.11, pp.18-22. 等参照）。一方、農林水産省にも制度的支援がある。〈<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kourei.html>〉2020.1.8.閲覧；松本誠司・高塚泰誠「農業政策における福祉農業の位置づけ」『農業と経済』79巻10号, 2013.11, pp.23-28. 等参照）。

¹⁶ 「ソーシャル・ファームとしての埼玉福興」埼玉福興ウェブサイト 〈<http://saitamafukko.com/>〉2019.11.9. 閲覧。

ることに焦点をおいたビジネスである。

平成5年、一つの知的障がい者生活寮からスタートし、障がい者と共に生活をし、共に働き、共に生きてきました。そして障がいがあっても立派に社会の一員として活躍できるよう努力し、挑戦してきました。平成8年、「家族という形」・「労働力の主力となって働く」をテーマに障がい者がさまざまな形で社会的に自立できるような環境を創出し、障がい者と共に人生を歩む環境とシステムを創造することを目的として法人化したしました。現在では地域の高齢者、障がい者、若者たち、いろんな世代がリンクし新たな形の農業生産組織をテーマに地域活性化に貢献することを目指しております。今後も、常にゼロベース思考で偏ることなくこの輪を広げ、たくさんの関係者からの賛同や支援を経て、事業性を成り立たせ、収益を上げ、その上でさらなる社会的課題の解決に投資、挑戦する企業として成長をしつづけていきます。

会社の理念・使命を「福祉の創造」におき、『家族という形』・『労働力の主力となって働く』をテーマに障がい者がさまざまな形で社会的に自立できるような環境を創出し、障がい者と共に人生を歩む環境とシステムを創造することを目的とする¹⁷⁾としている。「福興」とは「福祉を興す」という意味が込められている。目的の実現のために、障害者施設の管理運営、農産物の生産及び販売、自立支援サポートといった事業を展開している¹⁸⁾。

グループ内の埼玉福興株式会社（以下「埼玉福興社」）は、資本金 1000 万円で 1996 年 5 月 20 日に設立された。聞き取り調査時点の 2018 年 11 月現在、重度知的障害者 1 名、精神障害者 1 名、ほかにニート、計 10 名の従業員である（表 1 参照）。事業のなかでも農業は、特徴的な取り組みをしている。

概要は次のとおりである。水耕栽培ハウス（埼玉）2,241 m²、苗・花卉栽培ハウス（埼玉）1,432 m²、野菜育苗ハウス（埼玉）360 m²、グリーンケア農園（埼玉）0.3ha、露地栽培（埼玉）4ha、露地栽培（群馬）1ha、オリーブ栽培（埼玉）1ha、オリーブ栽培（群馬）1ha、オリーブオイル搾油（MASTER MILLER 常駐）。

②会社の沿革

埼玉福興社を含む「埼玉福興グループ」の組織概況は表 1 のとおりである。現在は埼玉（熊谷市）・群馬（高崎市）の両県で活動している。

1993 年、社会福祉法人「むさしの郷」の生活寮「年代寮」としてスタートし、1996 年、「埼玉福興社」を設立する。埼玉福興社のほかに、2003 年には「特定非営利活動法人グループファーム」設立し、2004 年、「むさしの郷」より独立して障害者ができる農業システムの研究を開始する。

埼玉福興社は、2005 年、埼玉県の農林振興センター普及部による支援を受けて実験ハウス 432 m²

¹⁷⁾ 「企業理念」埼玉福興ウェブサイト〈<http://saitamafukko.com/policy>〉2019.11.9.閲覧。

¹⁸⁾ 本稿における内容については、とくに断らない限り、新井利昌『農福一体のソーシャルファーム』創林社、2017.および2018年11月27日に実施した新井利昌社長への聞き取り調査による。

表1 埼玉福興グループの組織概況

所在地	組織名	設立年月	従業員	スタッフ	利用者数
埼玉県	埼玉福興社	1996年5月	10人		
	NPO法人グループファーム	2003年2月			
	年代寮	1993年4月		5人	30人
	オリーブファーム	2009年6月		7人	30人
群馬県	NPO法人Agri Firm Japan	2013年7月			
	ホームクラリス I	2016年5月		4人	8人
	ホームクラリス	2016年2月		3人	7人
	クラリスファーム	2016年2月		4人	17人
	三成の家(子会社)	2014年2月		12人	15人

注. 新井利昌『農福一体のソーシャルファーム—埼玉福興の取り組みから』創林社, 2017, p.18. の表1-1による。

を建設し、2006年には個人として新規就農、2007年に水耕サラダほうれん草を1,080㎡の栽培を開始する。この時点で圃場は0.9haとなり、農業生産法人化（株式会社の農業参入 埼玉県1例目）を果たす。

2008年に認定農業者認定19-317号となり（圃場1.5ha）、2009年には水耕栽培ハウス1,161㎡増設、レンタルにて1,000㎡、圃場2.5haとなる。ソーシャルファームの推進に向けた実証モデル事業を開始し、また新たな販路物流システム構築による業務用「野菜セット」販売事業にも進出し（経営革新計画承認：2009年5月～2012年4月）、特定非営利活動法人 Group Farm 就労継続支援B型事業所「オリーブファーム」を開所する。

2010年にはオリーブ植樹拡大事業を開始し、2013年には「オリーブ収穫祭 in クラリス農園」を、世界初として関東でのオリーブ収穫祭を主催した。同年、「特定非営利活動法人 Agri Firm Japan」¹⁹を設立した。2014年には OLIVEJAPAN2014 の2014国際オリーブオイルコンテストにて銀賞を受賞した。同年、障害のある人たちは加齢が早いことを考慮し、また拒否されることなく入居できる介護施設「三成の家」を確保し、この運営会社である信開産業株式会社をグループの子会社とする。

2015年には「埼玉福興グループ」にするとともに、群馬県においても農業を開始する。2016年 OLIVEJAPAN2016 の2016国際オリーブオイルコンテストにて金賞を受賞する。「GH ホームクラリス」、「ホームクラリス I」並びに就労継続支援B型事業所「クラリスファーム」を開所する。さらに、2017年相談支援事業所くらりすを開所し、放課後等デイサービスのクラリスジュニアを開所した。さらに、苗ハウス360㎡を増設した（2017年度埼玉野菜もりもり大作戦事業）。

グループファームの農場は、埼玉県のNPO法人が畑4.4haの借地にて、うち露地野菜3ha（玉ねぎ中心）、水耕栽培20a、苗床20a、オリーブ園1haを経営し、群馬県のNPO法人が所有地1.8haにて、うち露地野菜80a（白菜中心）、オリーブ園1haの経営を行っている。

¹⁹ Agri Firm Japan は、『自分たちで創り出す福祉』という考え方に基づき、人生の2大要素である『就労』と『生活』という2つの側面に特に焦点をあてて、すべての人が社会の一員となれるシステム、つまりソーシャルインクルージョンが実現された豊かで幸せな社会を創り出すことを目指して設立された。「誰もが充実した人生だといえるような社会の実現」のために、「生活の基盤としての『就労』、安心してやすらげる居場所としての『住居』、毎日の生活を潤わせる『娯楽』の3つの基本的な要素が充実することで、それぞれの人が個性を發揮するための準備が整う」と考え、これら3つを「三位一体として、その人の生涯を、総合的に支えて」行くことを重視している。「ミッション」Agri Firm Japan ウェブサイト〈<http://agrifirmjapan.jp/>〉2019.11.9閲覧。

③障害者就労支援に農業とオリーブを選んだ理由

埼玉福興グループは、障害者が年代寮やグループホーム等で生活をともにし、農業という分野で仕事を覚え、就く等、働くことを支援している。なぜ、こうしたシステムを構築したのかといえば、「生活が大事」という点に尽きる。着るもの、寝る場所、食べ物が保証された「生活の場」が最も大事なのだという。世話をする人以外は、遠慮せずに障害のある人たちで生活し、「皆家族・生きる仲間」として安心して暮らせる生活の場があることである。

このようなシステムを維持するには、何よりも他の様々な組織等と連携できるようにしておくことである。日常的に地域のイベントに参加したり、イベントを企画・実施したりと、地域社会との接点を積極的につくりだすことが大切であるという。

また、なぜ農業を選択したのか。これまでに縫製業や精密機械の下請けを行ってきたが、これは受注量が不安定であること、社会的ニーズの変化（製品寿命が短い）に障害者作業が追い付かないこと（健常者のように仕様・作業変更に対応できない）、作業そのものが障害者に合わないこと等から新たな分野を求めていた。

農業は、次の理由からこれらを「クリアできる」と判断した。すなわち、生きていく糧としての食料に関係する職はなくなる、農業は作業工程の分解が可能で障害者でもそのうちの何かを担える、何があっても障害者に終生にわたり食と職を提供できる、農業の担い手としてや耕作放棄地の減少に貢献できる、スローライフ（競争社会にとらわれずに人生を楽しみ生活の質を重視する生き方）の典型である、という理由からである。農業参入は容易ではなかったが、上記のとおり、2006年に新規就農者として農地を正式に借りることができ、2007年に埼玉福興社は農業生産法人（現「農地所有適格法人」）として認可された。

借入農地では玉ネギ、所有地では白菜を主に生産し、生産した農産物は12団体で組織する「いっしょのやさい」の統一ブランドで集荷・販売する。売れる農産物をそろえ、その技術をプロから学び、仲間と一緒に農産物を収穫してまとめ、「いっしょのやさい」のブランドでプロと同じところに出荷・高価格販売するのである。現在、有機JASの認証の取り組みも始めている。こうしたことで連携力が広がり価格交渉力は強まり、販売できないものは仲間の施設等でお弁当のおかずになり販売ロスを少なくする。

現在、露地野菜の栽培や野菜の水耕栽培、オリーブ栽培に取り組んでいる。作業内容別にみた障害者の作業状況は表2のとおりである。

露地栽培は室外のため開放感があり、運動量も適度にあるため情緒安定に寄与しているという。また、水耕栽培により重度の障害者が携わっている。そのメリットとしては、天候に左右されずに周年の栽培・作業が可能であること、ほぼ毎日同じ単純な作業・仕事の繰り返しであること、年間をとおして安定した価格で販売できること、という点が考慮された。そのため、重度の障害者でも作業は可能であるという。

表2 2016年6月1日現在の農作業状況

作業内容 (売上高構成比)	身体障害者手帳所持者(人)	療育手帳所持者(人)				精神障害者保健福祉手帳所持者(人)
		軽度	中度	重度	最重度	
露地栽培(30%)	1	2	7	1	0	1
水耕栽培(70%)	0	0	11	7	0	1
オリーブ栽培(1%)	1	0	1	2	0	1

注. 農作業状況は新井利昌『農福一体のソーシャルファーム』創林社, 2017,p.57.の表3-1をもとに筆者作成。

露地栽培の玉ネギは（生産圃場 5 カ所 1.5ha）、作業が比較的単純であったことのほかに、農地が借りられたこと、貯蔵・出荷作業スペースを確保できたこと、等の条件が整ったために始めた。とくに露地栽培では、簡単な農作業機械の取り扱い、自動車の運転等の指導も行い、健常者に頼らない生産体制を目指している。これは、障害者の工賃引き上げにつなげる目的からである。

さらに、農業のなかでもオリーブに重点をおいた理由は次の点にある。常緑樹であるため美しい景観形成に役立つこと、オリーブの葉には抗酸化・抗炎症作用のあるポリフェノールの一種であるオレウロペインを含み将来性があること、オリーブオイルにはビタミン E が多く含まれ健康によいこと、等にメリットがあった。自然栽培が可能でビジネス性も高いことも、オリーブ関連の生産・販売が拡大している理由である。しかも、埼玉県熊谷市は、水はけのよい地質、気温、日照時間、降水量等の自然的気候的にみて適地であることがわかったようだ。

こうして 2004 年に栽培を開始した。同年には OLIVEJAPAN2014 の 2014 国際オリーブオイルコンテストにて銀賞を受賞した。2 年後の 2016 年には金賞を受賞する等、大きな実績を上げてきた。

オリーブは何千年も生きる樹・社会資源・持続可能な農業の象徴として、次世代の子どもたちの仕事をつくために、2022 年までに「オリーブ 100 万本植樹計画」を立てている。また、福祉農場におけるグリーンケア（植物を世話することで心身ともに癒される）として、自然栽培でも育ち、樹木の下では下草を食べるヤギ等も飼って就労支援になるオリーブは最適だからだという。

④埼玉福興グループの運営方法

以上のように、福祉事業に農業を取り入れて、「通常では雇用されにくい人たち」、とくに障害者を中心に働く場を確保し、彼らの自立支援を行っている。上記のほかに目指していることを加えれば、耕作放棄地の活用、障害者の工賃 55,000 円（B 型事業者）の実現、外で働くことで人との関わりをもつ、様々な人々とネットワークでつながる、といったところである。

埼玉県と群馬県にある特定 NPO 法人が運営上の管理・コーディネーター、埼玉福興社がいわば実働部隊・アクターとなっている（表 1 参照）。こうした活動をとおして、「訓練等給付費への依存」から「農業所得への依存」へシフトすること、つまり、農業生産の拡大により障害者職域の拡大を目指しているのである。農業を主軸におき、障害者雇用という状況において、ビジネス性をもって展開する挑戦的な経営である。

財務状況はどのようになっているのか。決算書を取りまとめたのが表 3 である。表示の 3 年間をみ

るかぎり、内職を取りやめつつも売上を伸ばし、農業売上を増大させて、目標に向かって前進している姿といえよう。安定した賃貸収入が経営の下支えをしている状況である。

ただし、特定 NPO 法人 Agri Firm Japan (群馬県)、特定非営利活動法人グループファーム (埼玉県) も含めた「グループ」全体としての経営は、決して順風満帆とはいえない。2016 年度の 2 つの NPO 法人の収支をみると²⁰、2 組織で 1,398,677 円の繰越黒字であり、表 3 の 2016 年度の埼玉福興社の繰越黒字 8,572,881 円を合算すると、グループ全体では 9,971,558 円の黒字となる。しかし、2017 年度についてみると、の NPO 法人は 2 法人で 5,827,391 円の繰越赤字を計上し、表 3 の 2017 年度の埼玉福興社の繰越黒字は 1,236,264 円であり、グループ全体では 5,827,391 円の赤字である。

以上のように、「埼玉福興グループ」は農業を軸とした障害者支援・自立を目指す総合会社とも表現できる。経営上は不安定ながらも、農業分野の売り上げを伸ばしている。そして、〈農〉が地域との関わり抜きには成り立たないこと、また障害者も地域との関りがあってこそ成長できること等から、地域との連携や活性化をも強く意識した会社運営を行っているといえよう。

表3 「埼玉福興社」の収支

科目	2015年度	2016年度	2017年度
売上高	106,616,765	125,338,366	127,266,466
内職売上高	1,568,764(1.5%)		
賃貸収入	35,525,586(33.3%)	44,568,000(35.5%)	44,568,000(35.0%)
出向収入	44,818,693(42.0%)	59,044,737(47.1%)	43,997,671(34.6%)
農業売上	24,276,302(22.8%)	21,413,345(17.1%)	38,435,051(30.2%)
オリーブ商品売上	347,392(0.3%)	246,545(0.2%)	215,585(0.2%)
手数料売上	80,028(0.1%)	65,742(0.1%)	50,159(0.0%)
売上原価	12,220,049	9,279,067	14,081,430
販売・一般管理費	91,435,297	104,335,752	113,635,335
営業損益	2,961,419	11,723,547	△ 450,299
営業外収益	1,463,824	1,689,569	2,325,550
営業外費用	1,531,700	2,381,627	603,987
営業外損益	△ 87,876	△ 692,058	1,721,563
経常利益	2,893,543	11,031,489	1,271,264
法人税等	104,600	2,458,608	35,000
損益	2,788,943	8,572,881	1,236,264

注、「(株)埼玉福興」の毎年度の「決算報告書」により筆者作成。

3.3 「農福連携」の意義と役割

「埼玉福興グループ」の取り組みからも明らかであるが、多様な作業プロセスをもつ農業は障害者の多様な適性に応えられることが多く、障害者就業の場の拡大となり、有意義な展開をみせている場合が少なくない。農福連携法人の展開事例の多くは、当該組織が単独で展開していない。行政、福祉系 NPO、農業者、フードシステム関係等、地域内の多様な関連諸主体との連携・パートナーシップを形成していることが多い。社会福祉費が削減されるなかで、農業は障害者の職域拡大や賃金向上の有望な分野である。農業サイドからも、担い手不足・遊休農地の有効活用に応える面をもつ。

²⁰ 「特定非営利活動法人 Agri Firm Japan」(NPO 法人ポータルサイト) 内閣府ウェブサイト
 〈<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/detail/010000931>〉；「特定非営利活動法人グループファーム」
 同ウェブサイト 〈<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/detail/011060012>〉 2020.1.12.閲覧。

ところで、障害者の職域拡大と収入の増大、そして障害者が可能なかぎり自立できる状況を作り上げるうえで、農業はどこまで貢献できるのであろうか。農福連携には心身の健康の維持・増進、人間性の回復・教育、高齢者・障害者就労による社会貢献、高齢者・障害者による農業労働の補助、障害者の就労訓練、雇用の新たな職域拡大等の様々な意義や役割も指摘されており、これらの点を確認しておく。

農林水産省農林水産研究所の農福連携チームの研究では、次の知見が示されている²¹。農福連携（社会福祉法人）による農村再生の意義として、①障害者は人手不足の農業経営の農作業の戦力となり、規模拡大や品質・所得向上に寄与、②異業種連携の取組が双方の経営資源やノウハウを活用した新たな取組（6次産業化）が可能に、③農業担い手の確保、地域資源の有効活用、④障害者・健常者双方の雇用の創出、⑤交流・連携による地域コミュニティの再構築を指摘する。この場合、地方公共団体の社会福祉法人への支援が不可欠で、具体的には公共団体の組織内の横断的な連携により、直接・間接に農・福の連携を支援（組織と組織や障害者と農作業・農業経営体のマッチング、農外主体の参入）、双方の支援策の一元的利用の仕組みの構築が不可欠であるとしている。

また、本稿では扱わなかったが、特例子会社による農村再生の意義（社会福祉法人との比較において）として、社会福祉法人と大きな違いはないが、参入の歴史が浅い等を背景に、次の点で長短の差があるとされる²²。以下、特例子会社は「会社」、社会福祉法人は「施設」として整理する。

①両者とも技術や情報面での支援を必要としているが、会社は有償、施設は無償での提供が多く、生産コストに影響している。②会社は、障害者への理解や対応に、支障が生じやすい。③施設は資金面で助成金への依存度が高いが、会社は親会社への依存度が高い。④施設は助成金があり手厚い職員の配置が可能である。⑤会社は最低賃金を保障している。⑥両者ともに知的障害者のシェアが高いが、とくに会社には3~4割を占める例もある。⑦施設は障害者の人数や能力に合わせた作業を実現している。⑧両者ともに販路の確保に苦労している。⑨施設は地域社会や周囲の農家との結びつきが強いが、会社は独立性が高い。⑩施設は土地利用型農業が多く、会社は施設型農業が多い。

以上のように、特例子会社や社会福祉法人等による農福連携は、障害者の職域拡大等の様々な意義や役割をもち、新たな展開の可能性をもっている。なかでも、特例子会社の多くは法定雇用率の達成に目的がおかれているため、農業事業の継続の点は考慮しておく必要がある。農福連携の可能性を

²¹ 農林水産研究所『農村の再生・活性化に向けた新たな取組の現状と課題—平成24~26年度「農村集落の維持・再生に関する研究」報告書』（2015年3月）、第7章。ほかに、小柴有理江・吉田行郷「障害者就労施設における農業の高付加価値化の体制構築」『2014年度農業経済学会論文集』pp.202-207；飯田恭子・香月敏孝・吉田行郷・小林茂典・松島浩道「福祉施設における農業分野の障害者就労の実態と課題」『2011年度農業経済学会論文集』pp.64-71。

²² 吉田行郷・香月敏孝・吉川美由紀「農業分野に本格進出した特例子会社の実態と課題—地域農業の担い手としての特例子会社の可能性」『農業経済研究』86巻1号、2014.6、pp.12-26；農林水産研究所『農業分野における障害者就労と農村活性化—障害者施設における農業活動に関するアンケート集計結果及び特例子会社の農業分野への進出の現状と課題について』（2014年10月）。

確実なものにしていくためには、次の点を深める必要があるのではないだろうか。

農業の担い手および経済的採算の可能性はどの程度か、担い手として地域に位置づくことによって地域社会はどのように変化するか。変化にはどのような条件が必要なのか。また、どのような支援が必要なのか。農福連携の地域における理解度、地域との連携はどのようか、どの程度の貢献度か。農業法人の場合には就労支援施設による障害者との接し方の支援、農業法人以外の場合には農業技術の支援を、どのようにお互いに適切な支援・関係をつくることができるか。

また、総合的な事業を展開している地域密着の農協にこそ、様々な人を受け入れる環境が整っているのではないか。農福連携に農協はどのように関わるのか。農協には新たな課題が提起されているのではないだろうか。

4. 「福祉的・療養的農業」の意義と役割

4.1 「福祉的・療養的農業」の類型

図 1 に戻れば、福祉的・療養的農業には趣味的なものビジネス型のものに分類できる。「趣味的なもの」としては、家庭菜園やホビーファームのような「趣味的農業」が指摘できる。「ビジネス型のもの」としては、第 3 次産業としての「福祉的・療養的農業」であり、消費者の「趣味的農業」に対応したサービス提供型の農業がある。

具体的なビジネス型としては、農業・農産加工体験、グリーン・ツーリズム等の農業体験型ツーリズム、園芸・動物療法等があり、農業・農産加工体験や園芸・動物療法等は大都市を中心にその機会を提供する生産者が存在し、グリーン・ツーリズム等の場合には農村地域に展開している。いずれも本業の所得追加的なものが多く、それ自体で経営が成立するところまでは達していない。

なかには、ビジネスまでとはいかないが、〈農〉がもつ福祉的・療養的機能に着目し、その機能を活かした取り組みがみられる。以下では、その事例として、特定 NPO 法人「土と風の舎」(2017 年 11 月 21 日及び 2019 年 9 月 21 日聞き取り調査)の取り組みを紹介する。「埼玉福興社」の事例と同様に、理念、沿革、取り組みの背景、組織の運営方法等の観点から述べる。

4.2 豊かな生活のための「福祉的・療養的農業」—特定 NPO 法人「土と風の舎」の場合

①特定 NPO 法人設立の趣旨と理念

特定 NPO 法人「土と風の舎」は、次のような設立趣旨のもと、2002 年 11 月に設立された²³。

近年、ガーデニングと言う言葉とともに園芸が多くの人々に親しまれるようになり、日常生活の一部になってきました。これは、植物を育てたり、庭の手入れや畑仕事などを通して土や植物と触れ合うことで生きがいや、楽しさを発見することにより、現代社会がもたらす様々なストレスを癒してい

²³ 「設立趣旨書」特定 NPO 法人「土と風の舎」ウェブサイト
 〈<http://www.minikuru.net/tks/guide/shusi.htm>〉 2019.12.31.閲覧。

ると言っても過言ではありません。

しかし、土や植物と触れ合うことはストレスを癒すだけでなく、あらゆる人々に対して様々な効果を持っていると言われています。太陽、水、空、土、風、森、川、自然を慈しみその恵みを感謝し享受する時、現代社会が忘れてしまった心の豊かさを取り戻し生かしていくことができるのではないのでしょうか。

今、私たちは、「人と自然」「人と地域」「人と人」とが手をつなぎ、障害や世代などを越えてコミュニケーションや生きがいを創出するぬくもりのある空間や居場所が必要であると考えています。

ここに、私たちは特定非営利活動法人土と風の舎を発足します。そして、園芸や農を通し、「人と自然」「人と地域」「人と人」との新たな共生を目指し、幅広く分野を越えて手を結び共に活動して参ります。

ガーデニングや家庭菜園が多くの人々に親しまれている背景には、植物を育てたり、畑仕事をとおして土や植物と触れ合うことで、ストレスを緩和・癒しているからではないか。自然を慈しみその恵みを感謝し享受するとき、忘れかけてしまった心の豊かさを取り戻すことができるからではないか。

「土と風の舎」では、園芸や農をとおして、障害や世代を超えて誰もが自然と親しみ、心も体もより豊かになることを「癒しの園芸福祉」と名づけ、この考え方をもとに、園芸や農を活用した活動をしている。その対象は、人はもとより、地域・まちづくり、自然環境の保護、子供たちの教育プログラム等にまで広がる。²⁴

いわゆる「農福連携」とはやや異なり、健常者も対象とした活動になっているのが特徴的である。定款には、「子供から高齢者までの様々な悩みや問題を持った人々に対し、園芸や農を中心とし、自然や地域や人との触れ合いの場を築くことによって、人々の心身ともに豊かで生き生きとした生活を支援し、もって健全で豊かな社会の創造に寄与することを目的とする」とある²⁵。

活動の種類は、①保健、医療又は福祉の増進を図る活動、②社会教育の推進を図る活動、③まちづくりの推進を図る活動、④環境の保全を図る活動、⑤子どもの健全育成を図る活動、⑥前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動、である²⁶。具体的な事業としては、表4に示したとおりである。①農園芸参加・体験事業、②訪問農園芸事業、③癒しの園芸福祉に関する知識の普及、啓発、助言、相談事業、④園芸福祉指導者の養成、研修に関する事業、⑤この事業活動に関する情報誌、機関紙、書籍等の刊行事業、⑥その他この法人の目的を達成するために必要な事業、である。

²⁴ 「ご紹介」特定NPO法人「土と風の舎」ウェブサイト〈<http://www.minikuru.net/tks/guide/index.htm>〉2019.12.31.閲覧。

²⁵ 「定款」特定NPO法人「土と風の舎」ウェブサイト〈<http://www.minikuru.net/tks/guide/teikan.htm>〉2019.12.31.閲覧。

²⁶ 「定款」特定NPO法人「土と風の舎」ウェブサイト〈<http://www.minikuru.net/tks/guide/teikan.htm>〉2019.12.31.閲覧。

表4 特定NPO法人・土と風の舎の活動実績

事業名	事業内容	2015年度		2016年度		2017年度		2018年度	
		実施日・回数	参加者・人数 合計128人	実施日・回数	参加者・人数 合計126人	実施日・回数	参加者・人数 合計128人	実施日・回数	参加者・人数 合計117人
農園芸参加・体験事業	市民対象の農業体験	火・金曜日、80回	市民、45人	火・金曜日、80回	市民、45人	火・金曜日、90回	市民、45人	火・金曜日、90回	市民、45人
	親子対象の農業自然体験	土曜日、12回	親子、51組	土曜日、12回	親子、50組	土曜日、12回	親子、47組	土曜日、12回	親子、47組
	市民を対象にしたハーブによる健康づくり	土曜日、12回	市民、15人	土曜日、12回	市民、15人	土曜日、12回	市民、22人	土曜日、11回	市民、22人
	障害者の就労訓練	金曜日、4回	障害者、1人						
	障害のある人・更生を目指す人を対象とした農業体験	火・金曜日、10回	当該者、12人						
訪問農園芸事業	園芸療法	水曜日、22回	施設利用者、26人	水曜日、22回	施設利用者、18人	水曜日、22回	施設利用者、18人	水曜日、23回	施設利用者、18人
	精神障害者に対する自立社会参加就労支援	水曜日、28回	デイケア利用者、22人	水曜日、28回	デイケア利用者、20人	水曜日、28回	デイケア利用者、20人	水曜日、28回	デイケア利用者、16人
	園芸サポート	水曜日、6回	施設利用者、10人	水曜日、6回	施設利用者、8人	水曜日、6回	施設利用者、10人		
	障害者青年学級			金曜日、10回	障害者、6人	金曜日、10回	障害者、5人	金曜日、10回	障害者、6人
癒しの園芸福祉に関する知識の普及・啓発・助言・相談事業	ホームページの運営	通年		通年		通年		通年	
	ブログの運営	通年		通年		通年		通年	
	ハーバルライフと園芸福祉市民公開講座			8月、1回	市民、38人				
	生活貧困者向け就労訓練プログラム作成			6～8月、10日間	生活貧困者、6人				
	対談イベント					2月3日	一般、110人		
園芸福祉指導者の要請・研修に関する事業	初級園芸福祉士養成講座					毎月25日、12回	一般、18人		
	園芸福祉フォローアップ研修会							11月24日	一般、20人
この事業活動に関する情報誌・書籍等の観光事業	会報(こえどファーム通信)の配信	12回	会員・農業体験参加者等、123人	12回	会員・農業体験参加者等、135人	毎月25日、12回	会員・農業体験参加者等、150人	毎月25日、12回	会員・農業体験参加者等、160人
	15年のあゆみ刊行					12月1日	会員、300人		
目的を達成するために必要な事業		実施せず		実施せず		実施せず		実施せず	

注. 特定NPO法人・土と風の舎、毎年度の「事業報告書」により筆者作成。

② 「土と風の舎」の取り組みの歩み

主な流れとしては、2002年11月に法人設立、2003年3月にNPO法人として埼玉県から認証され、具体的には次のような取り組みを行ってきた²⁷。

第一に、参加体験型農園「こえどファーム」の運営がある(農園芸参加・体験事業)。農作業一般を行うことにより、「人と自然」「人と地域」「人と人」との触れ合いを深め、植物の成長とともに季節感を味わい、実りや収穫の喜び、食べる楽しみ等を体験できる農園の活動である。具体的には、親子の農業・自然体験、畑をみんなで楽しむ市民農業体験講座、障害者の農業実習・就労訓練、ハーブ栽培・クラフト・草木染め・料理等の体験教室等を行っている。

2002年8月、川越市の畑約600坪を借りて活動を始めた。同年11月に小麦の栽培を始め、2004年8月には畑をみんなで楽しむ市民農業体験講座が開催された。2007年4月にはハーブ園が完成、2012年4月からは障害者の農業実習・就労訓練も始めた。2017年11月には「設立15周年こえどファーム収穫祭」が開催された。ここ数年の活動実績は表4に示したとおりである。

第二には、訪問型園芸体験プログラムとして「お出かけ園芸ひろば」の開設がある(訪問農園芸事業)。「草花を育ててみたい、野菜づくりをしたいが、その機会や場所がない」というニーズに応えるための「お出かけ園芸ひろば」、出張タイプの農園芸体験である。福祉施設・病院(園芸療法として)、学校・幼稚園・保育園(園芸教室として)、学童保育・子ども会(自然遊び・体験、食育・花育として)

²⁷ 『NPO法人土と風の舎 15年のあゆみ(2002～2017年)』土と風の舎, 2017.12.; 「沿革」特定NPO法人「土と風の舎」ウェブサイト(<<http://www.minikuru.net/tps/guide/enkaku.htm>>) 2019.12.31.閲覧。

等に出張している。

「お出かけ園芸ひろば」は、2003年8月からシニア・中学生・成人を対象に開始した。2004年10月には、認知症高齢者の園芸療法も始めた。2008年8月に精神科デイケアでのガーデニング、2012年3月には癒しの園芸福祉講座を開催した。最近の実績としては表4に示した。

第三に、農園芸分野での障害者自立支援として、「みどりの架け橋」プログラムに取り組んできた。精神障害・発達障害を対象にしたリハビリテーションから職業訓練まで、多様な支援モデルカリキュラムを開発・提案してきた。2007年10月、農園芸による障害者就労支援事業を立ち上げ、農林水産省やそのほかの団体から障害者就労支援事業の委託等を受けてきた。表4に示したとおりである。

上記のほかに、農業・園芸・園芸福祉・園芸療法・障害者就労等に関するセミナーや学習会を開催している。また、それらに関する講師派遣も行っている。以上の取り組む事業への全体の参加人数は、表4に示したとおりここ数年は120人前後（2019年度125人）である。出発当初（2002年）は14人、2003年21人、2006年40人、2009年71人、2012年93人と徐々に増え、2015年度以降は120人前後で安定している。

③健全者・障害者のための園芸及び園芸療法の意義

「土と風の舎」が2017年12月に発効した『NPO法人土と風の舎15年のあゆみ（2002～2017年）』の裏表紙には、「土を耕すことは心を耕すこと、心を耕すことは人を耕すこと、人を耕すことは地域を耕すこと、地域を耕すことは社会を耕すこと」と記されている。「土と風の舎」が取り組む意義が表現されている。

上記のとおり、農業や園芸をとおして、障害や世代を超えて誰もが自然や農と触れ合うことにより、心も体もより豊かになることに意義がある。成熟社会における〈農〉の新しい役割の一面を実践している事例である。

表4に示した活動実績について、ヒアリングによれば、「土と風の舎」としては、「問題解決型の活動ではなく、義務感にとらわれない活動に徹している」という。「楽しみながら農業や園芸を体験し、その感想を他の人に伝え、それに共感する人に農業や園芸の体験をしてもらうことが目的である」。

「参加者で最も多いのが65～80歳の方々、次いで20～30歳代の子育て世代で、自然体験や野菜づくりをとおして、成果（農産物等）を求めるのではなく、様々な人とのつながりや体験の過程での様々な発見を求めている」のだという。「福祉が第一にあり、その手段として農業や園芸がある」という。

また、園芸療法については、「これまでの経験では、月に1～2回の体験では効果の有無は不明で、少なくとも週1回一定期間続けて体験しなければ、その効果ははっきりしない」。「障害者等の就労支援も大切であるが、心身ともに疲れた人のケア・リハビリ・自立支援の面があってもいいのではないか」。「今の取り組みは、オランダのケアファームと同じだという認識がある」という。こうした活動

を背景にしつつ、障害者就労支援のガイドブックも作成している²⁸。

④「土と風の舎」の運営方法

表5に示したとおり、事業活動の収支は、会員からの会費収入のほかに、事業収入（参加費や業務委託料）が運営を支えている。事業収入のなかでも「農園芸参加・体験事業」と「訪問農園事業」が安定した運営を下支えしており、法人のメイン事業となっている。

「業務委託料」は、訪問先と農園芸活動（園芸療法・園芸福祉活動）の業務契約を結んでから実施する。訪問先ごとに契約料は異なり、その内訳は事務手数料と講師謝金である。道具や材料等の費用は、別途訪問先に請求しているため、訪問農園芸事業では会費や参加費から事業費が支出されることはない。

科目	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
計	3,050,000	2,219,208	2,204,960	1,674,850
会費	285,000	323,000	308,000	307,000
事業収入	1,631,720	1,809,900	1,832,960	1,325,850
収入				
農園芸参加・体験事業	957,310	806,750	628,000	637,450
訪問農園芸事業	674,410	612,650	651,420	646,400
癒しの園芸福祉に関する知識の普及・啓発・助言・相談事業		390,500	277,500	
園芸福祉指導者の要請・研修に関する事業			276,040	42,000
補助金	743,207			
雑収入	18	3,301	64,000	
借入金	200,000			
前期繰越金	190,055	83,007	90,387	26,242
経費合計	2,966,993	2,128,821	2,269,105	1,633,992
事業費計	1,665,348	1,628,665	*1,911,649	*1,228,048
農園芸参加・体験事業	1,061,165	783,592		
訪問農園芸事業	536,183	518,340		
癒しの園芸福祉に関する知識の普及・啓発・助言・相談事業	68,000	326,733		
園芸福祉指導者の要請・研修に関する事業				
事業・管理費(経費)計	234,770	300,156	2,269,105	1,633,992
支出				
仕入材料費			136,348	161,382
人件費			0	0
業務委託費			114,000	60,000
謝金			435,630	473,160
印刷製本費			18,940	0
旅費交通費		1,540	50,770	770
通信費	17,135	3,031	134,691	64,487
消耗品費	17,292	49,688	570,712	401,184
事務用品費	12,828	10,027		
複写費	250	2,830	3,510	400
会議費	26,960	25,140	294,062	24,570
保険料	54,630	13,860	97,310	94,840
荷造運賃	23,985	8,149	12,295	4,196
支払手数料	2,550	3,932	3,228	3,922
租税公課	4,000	4,000	4,000	4,000
修繕費	42,000	136,400	161,244	161,809
広告宣伝費			77,760	
賃借料				120,000
雑費	33,140	41,559	154,605	59,272
借入金返済	1,066,875	200,000		
収支(繰越金)	83,007	90,387	26,242	67,100

注. 特定NPO法人・土と風の舎、毎年度の「事業報告書」により筆者作成(「特定非営利活動法人 特定非営利活動法人土と風の舎」(NPO法人ポータルサイト)内関関ウェブサイト(<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/detail/0111020076>) 2020.1.12.閲覧。)。*は、「経費合計」「事業・管理(経費)計」のうちの「事業費」(2017・2018年度のみ)の金額である。

²⁸ 特定非営利活動法人 土と風の舎『農業における障がい者就労支援のためのガイドブック（精神障がい・発達障がい編）』2014.3. このほかにも、豊田正博『農業分野における障害者就労支援 知的障害者と農作業のマッチング・ハンドブック』兵庫県・兵庫県社会福祉事業団, 2016.3. がある。

事業活動の収支は、表 5 に示したとおりである²⁹。2017 年度から会計収支の計算及び記載のしかたが変更になり、事業ごとの収支が不明であるが、2015・2016 年度の両年をみるかぎり手際よく運営していると評価できる。「経費合計」（「事業・管理（経費）計」）のうちの「事業費」（2017・2018 年度のみ）の金額をみても、事業収入と同じように大きな変動はない。

ただし、事業収入が減少気味である。「癒しの園芸福祉に関する知識の普及・啓発・助言・相談事業」、「園芸福祉指導者の要請・研修に関する事業」の縮小が背景にある。また、理事等の運営の担い手が高齢化し、世代交代期にあることも影響しているようだ。

ヒアリングによれば、「事業（ビジネス）としてとらえていない。義務感を伴う問題解決型の活動ではなく、リタイアの時間を楽しく過ごせること、その体験の感想を他の多くの人に伝えることに会の目的があり、よりよい生活の実現に会の意義がある」のだという。参加者も運営主体も同じ思いで取り組んでいるところに大きな特徴があるといえる。

NPO 法人の側からみれば、「事業（ビジネス）としてとらえていない」との認識ではあるが、筆者としては、十分とはいえないまでもビジネスとして成立する可能性を備えているように思われる。「参加費」や「業務委託料」、「人件費」の解釈の違いなのかもしれない。

4.3 「福祉的・療養的農業」の意義と役割

「福祉的・療養的農業」の意義をあげるとすれば、成熟社会にあつて、人間性の回復、健康増進の機能をあげることができる。〈農〉は、人間の身体も心も使い、五感（見る・聞く・嗅ぐ・味わう・触る）すべてを刺激する生産・加工・消費過程に積極的に参加できる機会があり、全ての人々、とくに都市生活者の多様な〈農〉へのニーズに応える役割もって展開している。³⁰

上記の特定 NPO 法人「土と風の舎」は、都市生活者の〈農〉へのニーズに十分に応えた活動である。健常者や障害者を問わず、広く多くの人々に呼びかけるとともに、農や園芸の訪問（出張）まで活動のなかに組み込んでいる。地域の方々を中心に、年間 120 人もの参加がある。

また、兵庫県では、1999 年 4 月、全国でも珍しい「淡路景観園芸学校」を開設し、景観園芸の実践を推奨している。成長から成熟へと社会が変化するなか、「花と緑を中心にして、地域独自の風土や文化の創造、自然環境の保全に資する『景観園芸』を実践する教育研究機関」が必要であり³¹、「まちづくりを経済性優先、効率性重視でない、自然と風土を見つめ直し、新しい社会における人々の豊かな暮らしのあり方を創造する文化的行為として位置づける新しい学問分野として『景観園芸』を目

²⁹ 「特定非営利活動法人 特定非営利活動法人土と風の舎」（NPO 法人ポータルサイト）内閣府ウェブサイト（<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/detail/011020076>）2020.1.12.閲覧。

³⁰ 矢口芳生『サービス農業論』（「矢口芳生著作集第 6 巻」）農林統計出版、2012, pp.280-282.

³¹ 兵庫県立淡路景観園芸学校開学 10 周年記念事業推進委員会『兵庫県立淡路景観園芸学校開学 10 周年記念誌』2010.3, pp.43-47.

指すこととなった」³²。そのため、①景観園芸に関する専門家育成を行う専門職大学院課程、②景観園芸を地域で実践していくボランティアを育成する生涯学習課程、③園芸療法の専門家を育成する園芸療法課程の3つの課程が開設されている³³。

都会においては、市民農園や体験型農園の開設・開放により、住民のニーズに応えつつ交流・共生を図る事例が見受けられるようになった³⁴。生産者にとっての所得は副次的であるが、都市住民にとっては、肉体的精神的疲労からの解放、子どもの農業体験と教育、良好な景観形成と多様な生物の保全、地元新鮮野菜の提供、雨水の保水による水害の減災、ときに災害時の避難場所等の役割を担っている。そこには生産者と住民のお互いに心の通う交流・共生の関係が成立している。

田舎暮らしやグリーン・ツーリズム等の農業体験型ツーリズムへのニーズも根強い。これらは、自然のサイクルのなかに身を置き、身体を使い、汗を流すという都会ではなかなか得られなかった「潤い」や「安らぎ」を取り戻すためのニーズに応えている。自然豊かな農村を散策したり、農作業を体験したり、そして農家民宿に泊まる。農家民宿では、都会では食べることのできない田舎の季節の幸がずらりと並ぶ。なかには、田舎に住み着いてしまう人もいる。

グリーン・ツーリズムは、農林水産省が1992年7月に提唱して以降大きな変化がみられる。グリーン・ツーリズムは、「緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動」³⁵とされ、日帰り型から宿泊・滞在型まで、また農業・農産加工の見学型から体験型まで、関りの濃淡をもって取り組まれている。これに関係する体験型ツーリズムである、エコツーリズムやヘルスツーリズムも〈農〉を素材に取り組む例がみられる。ここには「生きる力」を育むという教育的視点の導入、単なる農家の副業としてではなく地域経営戦略の視点の導入がみられ³⁶、地域的な取り組みとして「新たな産業」になる可能性もでてきた。

上記のような多様なニーズのなかには、特定NPO法人「土と風の舎」も取り組んでいる「園芸療法」といった、医療・健康に関係する分野のニーズにも応えてきた点は注目しておきたい。生物の飼育・栽培をとおして心身の障害やストレスを和らげるものである。上述のとおり、園芸療法は、病室にこもりがちな高齢者や障害者が、植物を育てることや農作業等を行うことで五感（五官）を刺激する効用があるとされる。

5. 福祉的・療養的農業のシステム構築のために

上記の2つの事例からは、障害者等の就労支援、就労の場として、また人間性回復・健康増進機能

³² 同上, pp.47-48.

³³ 「教育課程」兵庫県立淡路景観園芸学校ウェブサイト〈<https://www.awaji.ac.jp/curriculum/>〉2020.1.12.閲覧。

³⁴ 東京都練馬区の「白石農園」は有名である。1.4haの農地のうち80aで農産物の生産・販売を行い、60aで子ども・地域住民・障害者等を対象に農をとおした勉強の場を提供し、農家レストランも開設している。濱田健司『農福連携の「里マチ」づくり』鹿島出版会, 2015, pp.73-76.

³⁵ 『グリーン・ツーリズム』21世紀村づくり塾, 1992.8, p.11.

³⁶ 都市と農山漁村の共生・対流推進会議『グリーン・ツーリズム専門部会中間報告』都市農山漁村交流活性化機構, 2005.6, p.4.

の発揮の分野としての意義と役割をもち、そして、「埼玉福興社」の事例については、一定の公的補助の上にはあるが、ビジネスとしての可能性を備えつつあることが指摘できる。

ここで、「福祉的・療養的農業」（すべての人を身体的・精神的・社会的に健康な状態にするための農業、健康維持のための農業）における「ビジネス性」（事業性）について確認しておきたい。

消費者側からみれば、農業・農村において、人間の五感の刺激をとおして感動し、また学びや遊び等の「自己実現要求」を満たす等、「潤い」や「安らぎ」・幸福感を得る、健康や福祉に貢献するビジネスである。農村・農家側からいえば、無償の地域資源管理コストや環境保全コストを市場メカニズムのなかに組み込んで有償化して地域資源を保全管理し、経済的にも精神的にもゆとりのある生活・暮らしの一助とするビジネスである。農産物という物的価値をめぐる取引関係が主軸ではなく、潤いや安らぎという精神的価値をめぐる取引関係で成り立ち、生産過程等に需要者・供給者双方が参加することにより、双方がとくに精神的な側面で満足するものである。

このビジネスの展開方向は、とくに供給者側に着目すれば、個別的展開から地域的展開（地域を巻き込んだ展開）にすることが、地域の資源管理や文化継承、そして地域の活性化につながり、需要者側のより広い〈農〉のニーズに応えることができ、より確かなビジネスに発展させる条件をつくりだす。この点では、コミュニティ・ビジネスへの発展の可能性もある。

筆者は、これまで〈農〉がもつ多面的機能のひとつである「福祉的・療養的」機能を強調するため、「福祉的・療養的農業」と表現してきた。図1にも示したが、別名「カントリービジネス」とも第3次産業と位置づけられる「サービス農業」ともいえる。改めて「カントリービジネス（サービス農業）」を定義すれば次のとおりである。³⁷

カントリービジネス（サービス農業）とは、〈農〉を素材（対象）として、消費者・生産者の双方が精神的ニーズを満たせる自己実現型ビジネスであり、地域活性化に役立つ地域貢献のコミュニティ・ビジネスであり、安らぎ等の安心・安定感を得るハピネス・ビジネスである。つまり、〈農〉を素材とした共生型サービス・ビジネスである。

カントリービジネス（サービス農業）とは、マズロー的「自己実現」ビジネス、コミュニティ・ビジネス、ハピネス・ビジネスの要素をもった〈農〉を素材（対象）としたビジネスであり、都市生活者等との交流や他産業・異業種企業との連携等とおした共生型の農的サービス・ビジネスである。消費者が農業生産過程や〈農〉の営みによって形成されたアメニティ等に関わることによって、潤いや安らぎを得てその対価を支払い、他方、生産者はその対価で資源管理や環境保全コストの一部もしくはは所得を補填し、地域資源を保全しアメニティも維持するビジネスである。つまり、〈農〉の営みやその空間を活用した快適生活創出ビジネスである。

そして、消費者と生産者との交流や連携の背景には両者の信頼関係がある。両者が目指すところは、自己実現であり、生活の質の向上であり、農村地域（コミュニティ）の自律化と活性化である。その

³⁷ 矢口芳生『サービス農業論』（「矢口芳生著作集第6巻」）農林統計出版、2012、p.278.

ためには、消費者と生産者におけるコミュニケーション・合意・協働という一連の合目的的行為・行動(=共生)が必要である。

福祉的・療養的農業=カントリービジネス(サービス農業)をこのようにとらえるならば、ビジネス(事業)として成立し、健康者・障害者を問わず、広く日常的に福祉的・療養的な農業の機会をつくりだすことができる。名実ともに、福祉的・療養的農業を、“すべての人を身体的・精神的・社会的に健康な状態にするための農業、健康維持のための農業、心身を癒し幸せにする農業”とするためには、どのような制度・支援が必要であろうか。

障害者の職域拡大や法定雇用率達成のための「農福連携」ということであれば、最適な農業技術や経済的支援の確保のための省庁間および部局間の十分な調整・連携がまず必要である。こうした就農支援のほかに、オランダの「ケアファーム」のような制度³⁸が今後考えられていいのではないだろうか。また、ビジネス上の経営多角化のためという点では、障害者と各種農作業プロセスとのマッチング、トレーニングや労務管理など独自の経営管理が要請される。

健康者や障害者等を問わない「福祉的・療養的農業」の展開ということに焦点を当てれば、カントリービジネス(サービス農業)という点の消費者への広報、これを受けて生産者側における受け入れのための環境整備、そのもとでの多様な取り組みの構築が必要である。ビジネス(事業)としての成立が困難な場合でも、健康の維持といったような公共的役割を考慮すれば、社会的・地域的なニーズに応えた環境整備と公共的支援が求められる。

さらに、福祉的・療養的農業には、ITやAIを活用したサービス農業の展開の可能性もでてきた。都市生活者がICT・スマホにより、遠距離で作物の栽培ができるようになる。

たとえば、廃校の校庭を利用してハウスを建て、ハウスのなかには大きなポットで栽培するぶどうが置かれ、スマホを日常的にみながら水や肥料を施す。1か月に1回程度現地に赴き、身近にぶどうを鑑賞し、地域の名物を堪能する。細かな日常管理は現地の管理者(農業者)が行い、管理料等を支払い、精神的なニーズを満たす、といった具合である。作物はぶどうでなくてもいい。福祉的・療養的農業には、様々な展開の可能性がでてきた。

付記

本稿は、科研・基盤研究(C)(一般)「農業・農村を基盤としたアグリセラピーを契機とした共生福祉社会の展開可能性」(研究代表者:茨城大学・中川光弘)の研究成果の一部である。

³⁸ ケアファームについては、次が参考になる。植田剛司・永井啓一・坂本清彦『農福連携事業による「効果」の実証について』全労災協会, 2018.7; 鄭玉姫「オランダ金剛農業地域の農家におけるケア振ファームの運営とその意義」『立教大学観光学部紀要』19号, 2017.3, pp.66-75. 等。